

第2章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

緑の将来像の実現に向けて、現状の緑地の整備水準と5つの基本方針ごとに核となる施策を示します。

平成27年4月1日時点の施設緑地及び地域制緑地を合わせた緑地の整備水準は以下のとおりです。

表 2-1：現状の整備水準

項目		岡山市							
		市街化区域		都市計画区域			全域		
区分	種別	面積 (ha)	整備量 (㎡/人)	面積 (ha)	整備量 (㎡/人)	箇所数	面積 (ha)	整備量 (㎡/人)	箇所数
住区 基幹 公園	街区公園	69.34	1.22	82.12	1.19	318	82.12	1.16	318
	近隣公園	32.44	0.57	56.16	0.81	30	56.16	0.80	30
	地区公園	29.30	0.51	217.57	3.15	15	217.57	3.08	15
	住区基幹公園計	131.09	2.30	355.85	5.16	363	355.85	5.05	363
都市 基幹 公園	総合公園	31.19	0.55	90.62	1.31	5	90.62	1.28	5
	運動公園	5.22	0.09	13.14	0.19	2	13.14	0.19	2
	都市基幹公園計	36.40	0.64	103.76	1.50	7	103.76	1.47	7
特殊公園	49.34	0.86	368.12	5.34	11	368.12	5.22	11	
緑地・緑道	62.75	1.10	266.42	3.86	82	266.42	3.78	82	
都市計画区域外公園	-	-	-	-	-	46.00	0.65	9	
県管理	48.72	0.85	49.06	0.71	2	49.06	0.70	2	
都市公園等計	328.31	5.75	1,143.21	16.57	465	1,189.21	16.86	474	
公共施設緑地	79.65	1.40	147.06	2.13	1,122	160.45	2.27	1,144	
施設緑地計	407.96	7.15	1,290.27	18.70	1,587	1,349.67	19.14	1,618	
地域 制緑 地	特別緑地保全地区等	-	-	-	-	-	-	-	-
	風致地区	75.01	1.31	203.70	2.95	1	203.70	2.89	1
	国立公園	-	-	286.00	4.15	1	286.00	4.05	1
	県立自然公園	79.70	1.40	1,705.00	24.71	3	3,703.00	52.50	5
その他	7.22	0.13	12.72	0.18	18	12.72	0.18	18	
地域制緑地計	161.93	2.84	2,207.42	32.00	23	4,205.42	59.63	25	
施設・地域制重複	33.70	0.59	144.11	2.09	2	178.54	2.53	3	
合計	536.19	9.40	3,353.58	48.61		5,376.55	76.23		

注) 公共施設緑地は、ちびっこ広場、児童遊園、小規模緑地、開放小中学校・幼稚園、スポーツ広場等の合計。

参照) 公園現況集計表(岡山市、平成27年度)
住民基本台帳(平成26年度末)

■ 施策の体系

緑の将来像の実現に向けた 5 つの基本方針と、それぞれの個別方針、核となる具体施策を示します。

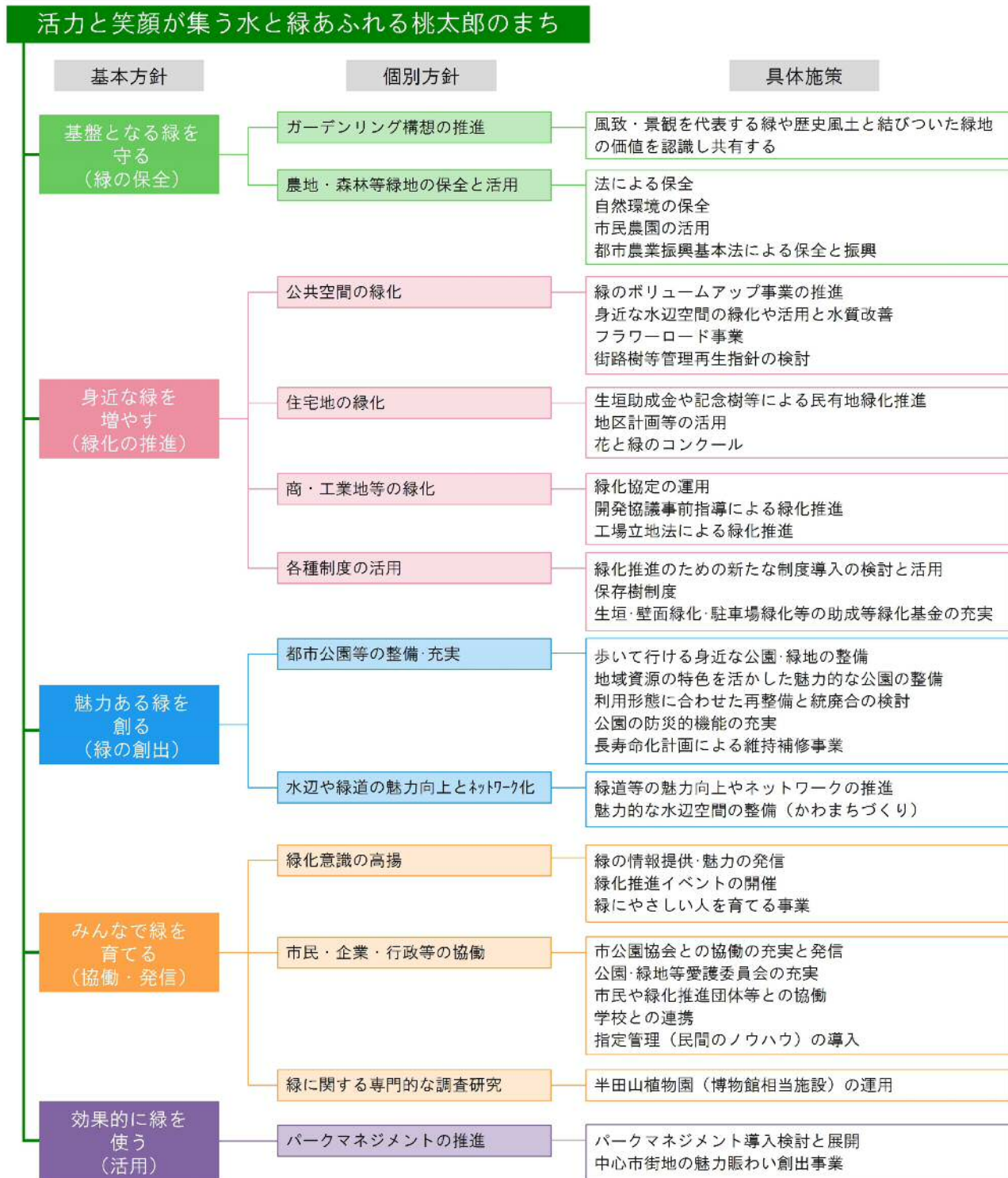


図 2-1：施策の体系図

2-1. 基盤となる緑を守る（緑の保全）

（1）おかやまガーデンリング構想の推進

おかやまガーデンリング構想とは、岡山市の中心市街地及び周辺市街地を取り巻くように残されている山林・丘陵地（周辺四山・近郊五山等）や、河川・湖沼、社寺林、農地などの都市近郊の民有地を含めた緑を市民の貴重な共有財産として積極的に保全するとともに、それらをネットワーク化することによって、多様な動植物の生息・生育環境を高め、生命あふれるリングを形成しようとするものです。

1) 構想の目的

【地球環境保全に貢献する】

世界レベルで環境問題が議論されている中、本市が積極的に自然を守る姿勢を示すことは、市民や事業者の意識向上を促し、より広い意味での環境保全につながります。

【計画的な市街地開発を誘導する】

法的に適合した開発行為を抑制することは、個人の利益を侵害するため安易に行うことはできません。しかし、まちづくりの方向性としてガーデンリング構想を位置づけることにより、自然環境と調和した計画的な市街地の開発を誘導していくことが可能となります。

【都市防災性の向上を図る】

大規模な緑地等は、災害時の避難地などの防災上の拠点として、また緩衝地帯として位置づけられます。

さらに、ガーデンリング内の農地は、自然の洪水調整機能を有し、水害に対しても防災機能を果たします。

【市民の都市生活アメニティを高める】

居住地の近くに緑があることにより、生活に潤いが生まれます。

また、自然とふれあう機会が増えることで、子どもたちの自然観察や環境教育の場としても活用することが出来ます。

【市民が参加するまちづくりを進める】

おかやまガーデンリングの形成を図るには、市民、事業者の理解と協力が不可欠です。市民、事業者、行政が連携・協働して、おかやまガーデンリング構想を推進することで、水と緑を身近なものとして、愛着を感じるようになることが期待されます。

2) おかやまガーデンリングの構成要素と保全の考え方

①山地・丘陵地、河川・湖沼

●市街地を取り囲む里山の保全と活用

- ・市街地周辺の操山、半田山、京山、矢坂山（周辺四山）、市街地近郊の吉備中山、笠井山、龍ノ口山、芥子山、貝殻山（近郊五山）は、市街地に近接する貴重な緑であり、都市の基盤となる緑です。
- ・市街地内に自然を提供する供給源として、また、市街地の無秩序な拡大を抑制する緑地として、さらに市民が自然にふれあうことができる場として保全と活用を図っていきます。



写真：笠井山（近郊五山）

●山地・丘陵地の緑を守り活かす

- ・山地・丘陵地には、自然林や二次林の他、果樹園が多く見られます。里山とともに都市の基盤を形成する緑地として保全と活用を図ります。



写真：矢坂山（周辺四山）

●水辺の緑を守り活かす

- ・おかやまガーデンリング内の旭川や吉井川、百間川などの一部は都市緑地として位置づけています。市民の身近な憩いの場や水辺のレクリエーション空間として、また、市街地の魅力を向上させる資源として保全と活用を図ります。
- ・また、貴重な動植物が生息している場所では、高水敷や水辺の植生の保全を図ります。



写真：吉井川河川敷

●都市の気象緩和に資する緑の保全

- ・水や緑は、二酸化炭素の吸収や大気浄化、熱環境の改善、騒音防止など都市環境の向上に寄与しています。
- ・特に旭川、百間川、吉井川、笹ヶ瀬川等の河川や中心市街地に隣接する周辺四山等の大規模な緑は、本市の温暖化対策等のための重要な緑地として保全を図っていきます。

②農地

●農の緑を育て活かす

- ・南部の干拓農地に代表される市街地周辺の農地は全国有数の生産性を誇る大規模農地であるだけでなく、特徴的な景観形成に寄与しており、また、洪水氾濫時における保水機能を有するなど防災上も重要な緑です。都市の重要な緑の要素の一つとして農地を捉え、関連部局が連携して適正な保全や活用を図ります。

③市街地

●自然環境と調和した潤いある市街地の形成

- ・おかやまガーデンリング内の市街地は、都市機能の集積を図り、自然環境と調和したまとまりのある市街地形成を図ります。
- ・中心市街地重点整備エリアなどの3地区を緑化推進重点地区と定め、魅力づくりや回遊性向上等に向け、風格や潤いある緑の保全、創出を図ります。
- ・地区計画や緑地協定などの仕組みを活かしながら、公共施設や民有地内の緑化を進め、緑豊かな市街地形成を図ります。

④公園・緑地

●公園・緑地の活用と充実

- ・おかやまガーデンリング内の既存の公園・緑地では、適正な管理を行っていくとともに、パークマネジメントによる活性化や、必要に応じて地域のニーズや特色にあわせた再整備を行うなど、既存ストックの活用に取り組みます。
- ・また、緑豊かな市街地の形成に寄与するよう、地域資源を活かした魅力的な公園の整備や、歩いて行ける身近な公園・緑地の整備などを進めます。

⑤歴史文化を伝える緑

●歴史風土と結びついた緑地の保全

- ・市内には、後樂園や吉備津神社を始めとする古代から現代にいたるまでの歴史遺産が数多く残されています。
- ・これらの歴史遺産と結びついた緑は、本市の歴史風土と深く結びついており、歴史文化を伝える緑として保全し、未来へ継承します。



写真：後樂園

(2) 農地・森林等緑地の保全と活用

1) 法による保全

都市緑地法による緑地保全地域や特別緑地保全地区、森林法による保安林区域、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域、自然公園法による国立公園、都市計画法による風致地区など、都市の緑の保全に関して様々な法による規制・誘導が図られています。

現行制度により守られている緑は、法制度の継続と適正な管理により、引き続き保全を図っていきます。また、関係部局との連携を図りながら新たな法制度の活用についても必要に応じて検討します。

【法制度の例】

● 風致地区

風致地区は、都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により定められる地区です。

風致地区内では、都市の風致を維持するために、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となります。

本市では、後楽園・岡山城周辺を中心に 203.7ha の風致地区が定められています。



写真：後楽園と烏城公園（風致地区）

● 緑地保全地域及び特別緑地保全地区

都市計画区域内の緑地で、下記のいずれかの項目に該当する土地については、緑地保全地域又は特別緑地保全地区を定め、一定の土地利用との調和を図りながら保全していくことができます。

- ・ 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- ・ 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの
- ・ 神社や寺院、遺跡等と一体となって、または伝承若しくは風俗慣習と結びついて伝統的又は文化的意義を有するもの

2) 自然環境の保全

①岡山県自然保護条例

岡山県では「岡山県自然保護条例」に基づき、すぐれた自然を残す地域等を指定してその保護に努めており、市内では10地域が指定されています。

指定区分に応じて樹木の伐採などの行為が制限され、保全に影響を及ぼす行為に対しては事前に届出が必要となっています。

表 2-2 : 岡山県自然保護条例による指定地域

指定区分	指定地域	所在地	面積	指定年月日
環境緑地 保護地域	竜の口地域	中区祇園	6.91ha	S48.11.29
郷土自然 保護地域	安仁神社地域	東区西大寺一宮	6.06ha	S49.12.18
	三樹山地域	北区建部町下神目	13.14ha	S51.3.30
	大井宮山地域	北区大井	8.60ha	S55.3.28
郷土記念物	曹源寺の松並木	中区円山		S48.11.29
	吉備津の松並木	北区吉備津		S49.12.18
	九谷の樹林	北区御津宇甘		S52.3.31
	矢喰の岩	北区高塚		S55.3.28
	金山八幡宮の社業	北区金山寺		S59.3.23
	徳蔵神社の樹林	北区御津河内		S63.3.31

出典) 岡山市環境白書平成 27 年版

②生物多様性の保全

平成 16 年 3 月の岡山市環境保全条例改正に伴って、生物多様性保全条項が追加されました。それに基づいて、平成 16 年度から自然保護活動推進員の委嘱を行うとともに、平成 17 年度は「自然環境配慮ガイドライン」の策定や「共生地区」の指定（19 地域及び 1・2 級河川全域）を行い、平成 18 年 4 月から共生地区における自然環境配慮事項の届け出を義務づけています。



写真：野生生物保護活動

また、希少野生生物の保護やホタル調査、身近な生きものの里事業、「自然環境配慮情報提供システム」によるホームページ上での市域の自然環境や環境配慮事項の情報提供など、様々な施策を実施しながら生物多様性の保全に努めています。

【法令による種の保護】

市内に生息・生育する野生生物のうち、次に掲げる種が法令により保護の対象となっています

- 文化財保護法 天然記念物（国指定）
 - ・アユモドキ（S52.7.2 指定）
- 絶滅のおそれのある種の保存に関する法律（種の保存法）国内希少野生動植物種
 - ・スイゲンゼニタナゴ（H14.9.1 施行）
 - ・アユモドキ（H16.7.15 施行）
 - ・オオタカ（H5.4.1 施行）
 - ・ハヤブサ（H5.4.1 施行）
 - ・クマタカ（H5.4.1 施行）
- 岡山県希少野生動植物保護条例 希少野生動植物種
 - ・ミズアオイ（H16.7.16 指定）
 - ・カワバタモロコ（H24.3.30 指定）
- 岡山市文化財保護条例 天然記念物（市指定）
 - ・キビノミノボロスゲ（S60.4.9 指定）

出典）岡山市環境白書平成 27 年版

3) 市民農園の活用

市民農園とは、都市住民が小面積の農地を利用して野菜や花を育てる農園のことです。自家用野菜・花の栽培やレクリエーション、子ども達の体験学習など多様な目的で利用されます。また、近年においては、農業・農作業の教育的な機能や医療上の効果が認められ、農業体験や園芸療法を目的として学童農園・福祉農園に取り組む例もみられます。



写真：牧山ラインガルテン

市内には岡山市が管理し、貸し出している「牧山ラインガルテン」（岡山市北区中牧）があり、今後も、適切な管理や情報発信に努めます。

また、食や環境などへの意識の高まりから家庭菜園などに関するニーズが高まっている一方、遊休農地の増加が社会的問題となっています。遊休農地を市民農園として活用することで農地・緑としての質を保全していくことが考えられ、関係部局が連携し、相談や調整業務、情報発信などに取り組むことを検討していきます。

4) 都市農業振興基本法による保全

平成27年4月、「都市農業振興基本法」が成立し、施行されました。

都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されています。都市農業の振興に関する基本理念は下記のとおりです。

- ① 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
- ② 良好な市街地形成における農との共存が図られるべきこと
- ③ 国民の理解の下に施策が推進されるべきこと

この基本法に即して都市農業振興基本計画（地方計画）を策定し、都市農業が安定的に継続できる環境整備や良好な農地の保全などを図っていきます。

2-2. まちなかの緑を増やす（緑化の推進）

岡山市景観計画等と連動しつつ、以下に整理する施策に取り組みながらまちなかの緑化を推進し、美しい都市環境の形成を推進します。

（1）公共施設の緑化

1) 緑のボリュームアップ事業の推進

緑のボリュームアップ事業は、岡山の顔となる都心部の主要な道路や公共空間を緑の拠点として緑化し、緑豊かな美しい街並みを創出する事業です。

対象となる主な公共空間としては、道路(29路線程度)、駅前広場(3箇所程度)、公園(9箇所程度)、市庁舎(区役所等)、市営駐車場、学校などを計画しており、平成21年度から平成30年度までの10年間に、市民協働により、公共空間に高木、低木6万本の植樹を目指しています。

また、市公園協会と連携を取りながら、以下のような事業にも取り組みます。

- ・ 民間敷地の緑化を支援する事業
- ・ 市民協働で植樹や樹木の維持管理を行う事業
- ・ 市民の緑化意識の高揚や緑化知識の向上を図る事業
- ・ 緑化に取り組む人材を育てる事業（緑化推進リーダー養成）
- ・ 公園の利用や運営を通じて緑の魅力や効用、必要性を啓発する事業（中心市街地の公園等活用事業、西大寺緑花公園・体験学習施設百花プラザ管理運営事業、緑の遊び場プロジェクトなど）

【岡山市景観計画】

- ・ 岡山市景観計画は、平成18年3月に策定した岡山市景観基本計画を踏まえ、景観法に基づき平成19年12月に策定されました。
- ・ 「おかやまの原風景を活かした景観の創生」を目標に掲げ、市民及び事業者の協力のもとに、建築物の規制誘導等により良好な景観形成を進めています。



写真：旭川、操山及び岡山城

- ・ また、市民の誇りとなる優れた景観を有する地区または新たに良好な景観を創出すべき地区などを景観形成重点地区として指定し、建築物・工作物の形態・意匠・色彩の誘導を行うなど、重点的に地区の歴史・文化・自然に調和した風格ある景観形成を推進しています。

【公共公益施設の緑化の手引き】

- ・ 公共公益施設の緑化にあたっては、植栽の目的や地域性、樹木の特性などを考慮して適切な樹種を選定することが大切です。
- ・ 本市では「公共公益施設の緑化の手引き（平成25年改定）」を策定しており、これを活用しながら今後も公共施設の緑化を推進していきます。

2) 身近な水辺空間の緑化や活用と水質改善

①西川・枝川緑道公園

まちなかの貴重な水と緑の資産である西川・枝川緑道公園について、植栽や施設の管理を適切に進めます。

また、まちなかの回遊性向上や魅力向上に向けた再整備を実施し、身近に自然とふれあい、うるおいとやすらぎを実感できる空間づくりを推進します。



写真：西川緑道公園

②旭川などの水辺空間

旭川・吉井川・笹ヶ瀬川・百間川などの河川や市内を縦横に走る用水路、瀬戸内海、児島湖などの豊かな水環境を活かし、自然の生態系や景観に配慮しながら、市民が身近に憩い親しむことのできる良好な水辺空間づくりを進めます。



写真：旭川河川敷

旭川や百間川、吉井川などの高水敷では、河川管理者が定める治水・利水計画との整合に配慮しながら、市民の身近な憩いの場として、あるいは水辺のレクリエーション空間等として緑地を保全し、活用していきます。また、川の風景や水辺の自然を楽しむことができるよう、河岸や堤防などを活用した整備を検討します。

中でも、景観計画において景観重要河川に位置づけている旭川においては、自然・歴史・文化が一体となってまちの回遊性向上や魅力づくりを図っていけるよう、良好な水辺空間の形成を図っていきます。

③水質改善

岡山城の堀を含め、水路や湖沼、池などは、自然観察や散策など、生活に潤いを与える場となっています。したがって、緑化の推進とあわせて水質の改善にも努め、水辺環境の質の向上を図ります。

3) フラワーロード事業

良好な景観形成やまちの活性化、観光振興、地域コミュニティの醸成などに向け、市民、事業者、行政が協働し、花や緑によるまちの美化に取り組みます。

フラワーロード事業では、市民グループや自治会、沿道の企業、そして市民の協力を得ながら道路空間の美化・緑化を目指し、体制づくりや人づくり、資機材・情報の提供などの支援を実施していきます。

また、公園や公開空地、庭先などの様々な空間において、美化・緑化が進むことを目指し、市公園協会と協働して花壇づくりや講習会などを実施していきます。



写真：五番川フラワーロード

4) 街路樹等管理再生指針の検討

街路樹はまちの景観にうるおいや彩りを与える身近な緑であり、また、緑のネットワークの形成要素となります。しかし、老木化や樹勢の悪化、根上がりによる通行への支障発生、過度な剪定による樹形の悪化などの課題も抱えており、適切な管理や再生等によって安全性の確保や街路樹の質の向上を図ることが必要です。

そこで、街路樹が持つ様々な機能や役割が十分に発揮される街路樹の管理・再生に向け、「街路樹等管理再生指針（仮称）」の策定に取り組みます。



写真：桃太郎大通りの街路樹

(2) 住宅地の緑化

市街化区域内の住宅用地は、土地利用の約39%と大部分を占めています。（都市計画基礎調査 H24・25 より）

そのため、接道部や敷地間に緑化スペースを確保しながら美しい緑を育て、緑の多い良好な住環境を創出していくことが重要です。また、集合住宅は平面的にも広い敷地を有するだけでなく、立体的にもまちの景観に影響を与えるため、この特徴を活かした緑づくりとして、壁面、ベランダ、建物の入り口部や屋上の緑化が推奨されます。

したがって、岡山市緑化基金による助成事業の推進や民有地緑化に関する情報発信等に取り組んでいきます。また、一定規模以上の建物の建築時には、「総合設計制度」を活用した緑化などを促進していきます。



写真：境界部に緑のある住宅地

1) 生垣助成・記念樹の配布による民有地緑化の推進

住宅地は市街地の緑化を効果的に進めるうえで重要な位置を占めています。人の目に触れる接道・境界部においてブロック塀等を取り払って生垣化したり、地先園芸が見える工夫をしたりして、積極的に緑化することが望まれます。

●岡山市緑化基金による民有地緑化推進事業等

民有地緑化に関する以下の事業を継続するとともに利用を促進します。

<生垣設置奨励事業>

市内の住宅用地や事業所用地の公道に面する生垣設置に対して助成を行っています。

＜結婚出産記念樹プレゼント＞

結婚、出産の届け出時、希望者に対してお祝いの記念樹木を配布しています。クロガネモチやハナミズキ、ハナモモなどの6種類から選ぶことができます。

＜グリーンバンク事業＞

引っ越しや増改築、庭の造り替えなどのため不用になった樹木や草花などの情報を集め、樹木などを必要としている方に情報を紹介しています。緑の資源を有効に活用することにより緑豊かな街づくりに役立てる事業です。

＜緑化相談＞

市公園協会の運営により、緑の専門スタッフが対応する花や緑に関する相談所を設けています。

2) 地区計画の活用

「地区計画」は都市計画法に基づいて決定されるもので、良好な住環境をつくり、守るために建築物等についての「ルール」を定めます。平成27年度末時点で19地区（304.2ha）が決定されています。

緑化に関しては、かき・柵の形態ルールを定めることができ、概ね以下のような規定で緑化を図っています。



写真：地区計画（吉備ネオポリス）

（道路に面する側）

- ・生垣
- ・高さ 1.2m 以下の透視可能なフェンスと生垣を組み合わせたもの
- ・高さ 60cm 以下のレンガ積み又は、石垣等の上に植栽を施したもの

（隣地境界側に面する側）

- ・生垣
- ・高さ 1.2m 以下のもの

3) 花と緑のコンクール

毎年開催される岡山市緑化推進フェアにおいて、花と緑のコンクール受賞者を表彰しています。民有地を美しく管理している人や地域の花壇を丁寧に維持管理する団体に賞が贈られ、モチベーションアップにつながっています。

民有地緑化を推進していくよう、今後も表彰制度を継続していきます。

(3) 商・工業地等の緑化

中心市街地や地域の拠点になっている商業地では、事業者や住民との協働のもと、緑豊かなまちの顔となっていくよう緑化を推進します。

また、工場地において、都市環境の向上等を図るよう緑化を推進していきます。



写真：民間施設の緑化

1) 緑化協定の運用

緑化協定は、事業者等の自主的な緑化の意志を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもので、岡山市環境保全条例に基づいています。一定区域の土地所有者等全員の合意により、協定区域や緑化手法に関する事項を定め、市長の許可を得て締結されます。

本市では平成27年度末時点で16カ所の緑化協定が締結されており、今後も身近な緑を確保していくよう、緑化協定の締結を図っていきます。

2) 開発協議事前指導による緑化推進

開発協議とは、一定規模以上の大規模な開発行為に対し適正な開発が行われるよう市と事業者が事前に協議するものです。

本市では、開発協議に関する指導の規定により、開発地には敷地面積の3%以上の公園、緑地または広場を確保するよう指導していますが、これにより生み出された緑地がより効果的な緑となるよう指導助言を行っていきます。

3) 工場立地法による緑化推進

工場立地法は、一定規模以上の工場の新増設を行う際、敷地面積に対する緑地面積の割合の下限を定め、緑地の確保を促進しています。本市では条例により、工業・工業専用地域で10%以上、その他の地域で20%以上と定めています。

工場立地にあたってはこの遵守を指導していくとともに、確保される緑地がより効果的な緑となるよう指導助言を行っていきます。

【民有地緑化の手法例】**●屋上緑化**

活用される機会の少ない屋上に、低木、ツル植物、芝等を植栽し、屋上を緑化します。植栽可能な土壌を確保することが困難な既存の建築物の場合、コンテナ等を利用した中低木植栽やプランターを用いた草花によって緑化することが考えられます。



写真：屋上緑化

なお、今後新築される建築物のうち、特に公共性の高いものに関しては、あらかじめ屋上緑化に配慮した構造にすることを検討し、高木等によるボリューム感ある緑化を図っていきます。

●壁面緑化

規模の大きな建築物は広い敷地を有するばかりでなく、立体的にもまちの景観に大きな影響を与えるため、壁面緑化を推進していきます。

●公開空地の緑化

公開空地とは、建築基準法に基づく総合設計制度の運用によってビルなどの開発敷地内に設けられた空地のことです。

「岡山市総合設計制度運用基準」では、良好な都市景観の形成に寄与するよう、公開空地の緑化に配慮を求めています。



写真：桃太郎大通りの公開空地

●駐車場緑化

大規模な駐車場は、周辺環境に与える影響も大きいいため、駐車場接道部の緑化だけでなく、駐車場内にも高木の植栽や緑化ブロック舗装をするなど、緑のスペースをできるだけ多く確保することが望まれます。

(4) 各種制度の活用

1) 緑化推進のための新たな制度導入の検討と活用

まちなかの緑の保全や活用、緑化などを図るよう、市民緑地制度などの導入について検討していきます。

【市民緑地制度：都市緑地法第55条】

市街地において緑とオープンスペースを確保していくには、都市内に残された民有の緑の保全、管理、活用が重要です。市民緑地制度は、民有の緑の保全や活用推進を目的に、土地等の所有者と地方公共団体などが契約を結んで、地域の人々に公開する緑地または緑化施設を設置・管理する制度です。

対象となるのは都市計画区域内の300㎡以上の土地や人工地盤などで、所有者からの申し出に基づき、地方公共団体等がその所有者と「市民緑地契約」を締結し、緑地または緑化施設を設置・管理します。契約期間は5年以上です。

これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地等が確保され、一方、土地等の所有者は管理負担が軽減されるとともに、税制上の優遇措置を受けられる場合があります。

2) 保存樹制度

岡山市環境保全条例に基づき、快適な環境づくりや都市の美観風致を維持するために必要があると認められるときは、一定の要件に該当する樹木又はその集団を保存樹又は保存樹林として指定しています。平成27年度末時点で70本の保存樹と1件の保存樹林が指定されています。

身近でシンボリックな緑の保全を進めるよう、保存に必要な支援を行っていきます。

右の写真は樹高12.0m、幹周2.9mのムクノキです。樹齢は約200年と推定され、景観の保全や市民生活に安らぎをもたらす、シンボリックな緑となっています。



写真：ムクノキ（保存樹）

3) 生垣・屋上、壁面緑化・緑化推進団体支援等の助成等緑化基金の充実

岡山市緑化基金は、緑豊かなまちづくりを目指し、昭和57年に創設されました。市民の寄付金や市の出捐金で構成され、この基金の運用益を生垣設置奨励・屋上、壁面緑化・緑化推進団体視線事業などの各種緑化助成事業として活用しています。

効果的・効率的な緑化の推進や多様な主体の参画・連携を支援していくよう、基金原資の拡充に取り組むとともに、緑化の課題やニーズの変化を踏まえた助成事業の見直しや、緑化基金と助成事業に関する効果的なPRに努めます。

2-3. 魅力ある緑を創る（緑の創出）

（1）都市公園等の整備・充実

1) 歩いて行ける身近な公園・緑地の整備

住区基幹公園等の「歩いて行ける身近に利用できる公園・緑地」は、うるおいのある快適な生活環境の形成やコミュニティの醸成、健康づくり、良好な都市景観の形成、災害時の一時避難など、日常生活における多様な役割を担う空間です。

市民が平等に利用できる配置となっていくことが理想ですが、市街化区域における配置の不均衡の解消には至っていないため、優先度合に応じた計画的な整備に取り組みます。

整備の検討にあたっては、既存公園等の配置状況や人口密度等を勘案するとともに、魅力的で持続可能な公園とするため、市民や NPO 法人等が協働して活動する土壌があるかなどを考慮します。また、中心市街地においては、施設統廃合に伴う公共用地を活用するなどの工夫を検討しながら、まちのにぎわいの核となる公園整備を検討していきます。

①住区基幹公園

●街区公園

前回の緑の基本計画が策定（調査；平成 12年4月）されて以降、新たに 110 箇所（約 26ha）の公園が供用されています。

公園整備基本計画において身近な公園の不便地区を抽出した上で、身近な公園の必要性の高い場所で、かつ、用地取得や整備後の管理について地元の熱意が高い場所等を選定し、計画的な整備を進めていきます。

なお、新設公園は市街化区域内に設置することを基本とし、都市計画の定めがない地域（旧御津町、旧建部町）については、必要性や事業効果など総合的な観点から個別の整備について検討します。

表 2-3：街区公園の整備状況

	市街化区域			都市計画区域			全 域			
	面積 (ha)	人口 (千人)	m ² /人	面積 (ha)	人口 (千人)	m ² /人	箇所 数	面積 (ha)	人口 (千人)	m ² /人
H27	69.34	571	1.22	82.12	690	1.19	318	82.12	705	1.16
H12	-	-	1.03	-	-	1.03	-	-	-	1.03

●近隣公園

前回の緑の基本計画が策定（調査；平成 12年4月）されて以降、瀬戸町江尻レストパークなど新たに 18 箇所（約 35ha）の公園が供用されています。

地区住民の日常的な屋外レクリエーション活動や休養・散策の場としての機能を

中心に、様々な世代が気軽に集える場所として、周辺に配置される街区公園と機能を補完しあっています。

今後は、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理の推進、必要に応じた再整備を中心としますが、身近な公園の不便地区などにおいて、周辺の公園等整備状況などを考慮して必要と判断される場合、近隣公園として整備します。

表 2-4：近隣公園の整備状況

	市街化区域			都市計画区域			全 域			
	面積 (ha)	人口 (千人)	m ² /人	面積 (ha)	人口 (千人)	m ² /人	箇所 数	面積 (ha)	人口 (千人)	m ² /人
H27	32.44	571	0.57	56.16	690	0.81	30	56.16	705	0.80
H12	-	-	0.35	-	-	0.34	-	-	-	0.34

●地区公園

前回の緑の基本計画が策定（調査；平成12年4月）されて以降、西大寺緑花公園など新たに10箇所の公園が供用されています。

地区公園は、レクリエーション活動や地域交流拠点として地域の特色を生かした公園としており、また、災害時の避難地等としての機能を持っています。

今後は、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理の推進や必要に応じた再整備を中心としますが、身近な公園の不便地区などにおいて、周辺の公園等整備状況などを考慮して必要と判断される場合、地区公園として整備します。

表 2-5：地区公園の整備状況

	市街化区域			都市計画区域			全 域			
	面積 (ha)	人口 (千人)	m ² /人	面積 (ha)	人口 (千人)	m ² /人	箇所 数	面積 (ha)	人口 (千人)	m ² /人
H27	29.30	571	0.51	217.6	690	3.15	15	217.6	705	3.08
H12	-	-	0.25	-	-	0.27	-	-	-	0.27

②その他

都市公園に準じる機能を持ち、都市公園を補完する緑として、次のような取り組みを促進します。

- 身近な公園の不便地区などにおいて、一定の要件を満たす空地は、ちびっこ広場として整備します。
- 学校は市内にほぼ均等に配置され、広場、遊具等も整備されていることから、地域住民に対してグラウンド開放の継続を図ります。

2) 地域資源の特色を活かした魅力的な公園の整備

①都市基幹公園

総合公園や運動公園といった都市基幹公園は、都市住民全般の憩いや散策、遊戯、運動など総合的な活動の場となる大規模な公園であり、都市計画的にも、市民の意識の上でも重要な公園です。



岡山西部総合公園(仮称)
整備イメージ

●総合公園

総合公園の整備状況は下表のとおりです。今後、『人々が関わることで育まれる都市の森』をコンセプトに、魅力と緑のあふれる公園となるよう市民と協働して岡山西部総合公園(仮称)の整備を進めていきます。

その他の既存総合公園では、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理を進めて行くとともに、必要に応じ、魅力や利便性向上等に関する再整備を行います。

表 2-6 : 総合公園の整備状況

公園名	整備量 (ha)	
	現況 (H27)	都市計画決定
浦安総合公園	18.04	19.00
六番川水の公園	31.66	24.30
岡山西部総合公園(仮称)	7.35	14.30
灘崎町総合公園	9.73	9.70
瀬戸町総合運動公園	23.84	24.00

●運動公園

運動公園の整備状況は下表のとおりです。運動公園では、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理を進めて行くとともに、必要に応じ、魅力や利便性向上等に関する再整備を行います。

表 2-7 : 運動公園の整備状況

公園名	整備量 (ha)	
	現況 (H27)	都市計画決定
神崎山公園	5.21	5.21
山田グリーンパーク	7.92	7.85
岡山県総合グラウンド(※県管理)	34.62	42.00

②特殊公園など

●特殊公園（歴史公園、風致公園、植物園、墓園）

特殊公園は資源により立地が制約されるものと、利用形態により内容が限定されるものに分類され、下表に整理するものが供用されています。

都市の緑を豊かなものにするために、価値ある自然や歴史資源などそれぞれの特徴を活かしながら管理や魅力向上、活用に努めていきます。



写真：高松城址公園

表 2-8：特殊公園の整備状況

公園名		整備量 (ha)	
		現況 (H27)	都市計画決定
風致公園	貝殻山市民憩いの森公園	168.00	168.00
	笠井山公園	34.02	45.40
	芥子山公園	37.07	38.00
	弊立山公園	2.98	2.90
	操山公園	59.94	136.00
歴史公園	烏城公園	20.70	22.60
	高松城址公園	3.53	3.50
	高松城水攻め史跡公園	0.40	0.40
	撫川城址公園	0.41	0.41
	後楽園(※県管理)	14.45	23.30
植物園	半田山植物園	11.00	11.00
墓園	笠井山墓園	30.00	57.40

●都市緑地・緑道

「(2) 水辺や緑道の魅力向上とネットワーク化」の項で後述します。

③地域づくり拠点公園

本市では、都市づくりの基本方向として「歴史と文化が薫り、誇りと一体感の持てるまちづくり」などを設定し、活力・愛着・誇りあふれる都市を目指しています。

こうした中、岡山城などに代表される歴史的・文化的資源や自然的資源と一体となった公園等をこの取り組みに資する貴重なまちの資産として捉え、まちのシンボル・交流拠点として活用していきます。

具体的には、岡山カルチャーゾーンの拠点となる烏城（石山）公園や豊かな水と緑が一体となった交流・憩い空間である西川緑道公園などを、中心市街地の回遊性の向上や魅力づくりに向けた拠点公園として位置付け、必要に応じた再整備や、市民と協働したパークマネジメントの導入などを図り、地域のにぎわいづくりに繋げていきます。

また、中心市街地外においても、中心市街地での取り組みを検証しながら、地域づくりの拠点となる公園等の活用・再整備を検討します。

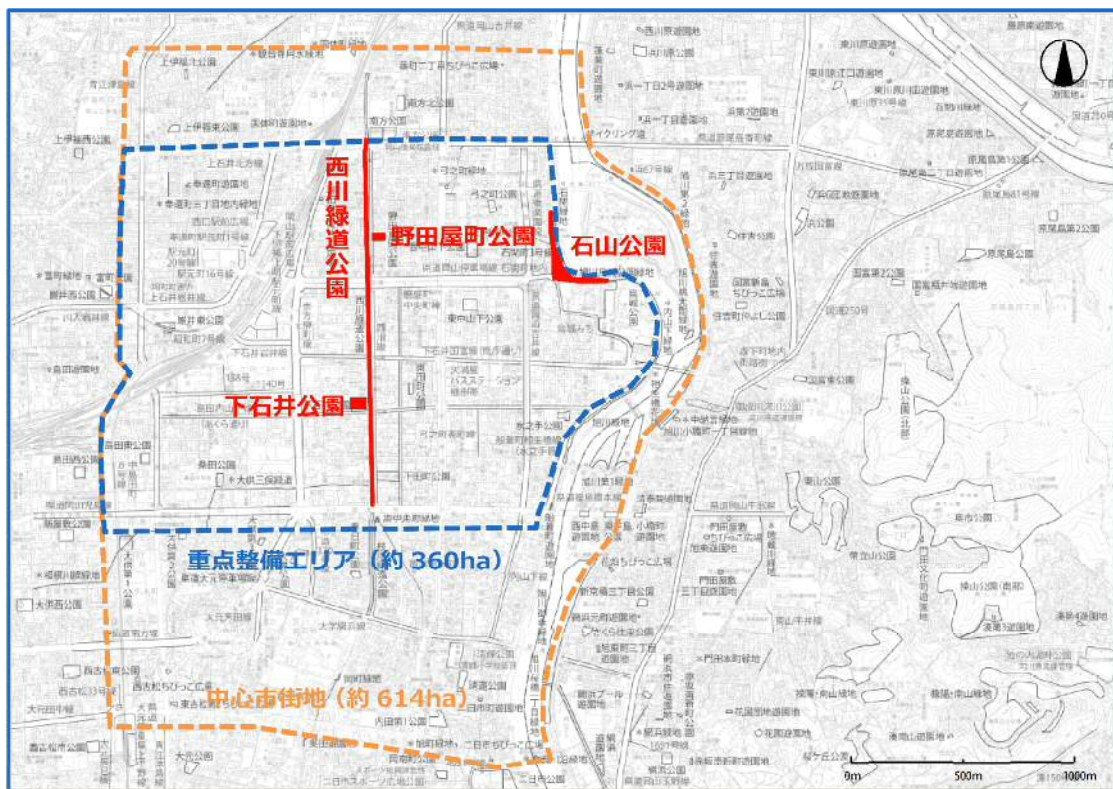


図 2-3 : 中心市街地におけるパークマネジメント導入検討公園位置図

3) 利用形態に合わせた再整備と統廃合の検討

本市の都市公園等は、平成 27 年 4 月 1 日時点で 474 カ所、1,189.2ha が整備されています。

これら公園の中には施設の老朽化が進んでいる箇所も多く、また、周辺住民数や年代構成も変化しています。加えて、公園の担うべき役割や市民ニーズも時代とともに移り変わっていきます。公園は地域住民に利活用されながら育てていく施設であることから、公園を取り巻く情勢の変化によって公園機能の見直しが必要です。

したがって、公園施設の老朽化が進行している公園や利用が少なくなってしまう公園、公園機能見直しがまちづくり等に効果的と考えられる公園などを対象に、地域と協働しながら再整備を検討します。

再整備の検討にあたっては、利用者層や利用者ニーズの変化、まちづくりの中で求められる対象公園の役割などを把握、整理した上で機能の見直しを行いながら、既存公園の有効活用を図ります。また、周辺公園との機能分担（機能特化*）も念頭に置いた検討とします。（※機能特化のイメージ：まちのにぎわい・交流の拠点となる公園、花や緑を地域で育み楽しむ公園、遊具が充実した公園、様々な健康運動ができる公園など）

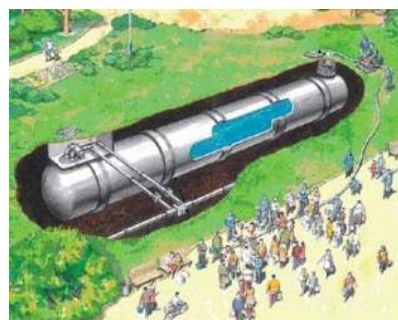
さらに、大規模公共施設再編に合わせた小規模公園の集約、未利用市有地の発生や開発行為・土地区画整理事業等にあわせた周辺公園の統合など、機会を捉えた公園の統廃合も検討します。

5) 公園の防災的機能の充実

市民の生命を災害から守り、安全・安心な都市空間を形成するために、災害時の一時的な避難地等として機能する公園等の整備・再整備を検討していきます。

整備・再整備にあたっては、大規模火災時の延焼防止や避難経路確保に向けた緑・オープンスペースの確保、都市型水害防止に向けた雨水流出抑制機能などにも配慮します。

なお、整備を予定している「岡山西部総合公園（仮称）」は、広域避難地として、また、広域物資拠点等としての機能を有した地域防災拠点として整備します。



西大寺緑花公園の耐震性貯水槽イメージ図

6) 長寿命化計画による維持補修事業

橋梁や水道など他の社会資本と同様に、公園・緑地においても既存ストックの老朽化が進行しています。財政的な制約もある中、安全で快適な利用を確保する上で、適切な維持補修、もしくは更新を計画的に実施していただくことが求められています。

したがって、安全・安心を確保しつつ、効率的な維持補修や更新投資を行っていくための「岡山市公園施設長寿命化計画」を策定し、計画に基づきながら、安全性や機能の確保及び施設のライフサイクルコスト縮減に取り組んでいきます。

なお、公園施設の更新にあたっては、公園へのニーズの変化にも着目し、ニーズに合致した再整備となっていくよう取り組んでいきます。

(2) 水辺や緑道の魅力向上とネットワーク化

1) 緑道等の魅力向上やネットワークの推進

都市緑地・緑道は、河川敷や水路敷を利用しているものが多く、スポーツやレクリエーション、散策、にぎわい創出に資するイベントなど様々な活動の場となっています。また、動植物の生息・生育の場となる環境を提供するとともに、都市における風の通り道になるなど都市の気象を緩和する重要な機能を併せ持っています。



写真：百間川緑地

下表に整理するとおり、緑地や緑道の整備量は着実に増加しており、今後はその適切な維持管理や、まちなかの回遊性及び魅力向上に向けた再整備など、既存ストックの管理と活用に軸足を移していきます。

また、水と緑のネットワークの更なる充実を図るよう、新たな緑道の整備にも取り組んでいきます。

表 2-9：緑地・緑道の整備量の変遷

年度	緑地			緑道		
	H2	H12	H27	H2	H12	H27
箇所数	17	26	73	3	5	9
面積(ha)	42.2	100.0	250.5	4.2	8.5	15.9

2) 魅力的な水辺空間の整備（かわまちづくり）

市内中心部における旭川の水辺は、自然・歴史・文化が一体となって市を代表する景観を形成し、憩いの場や観光地となっています。

この水辺空間の資源を活かしながらまちの回遊性向上や魅力づくりを促進していくよう、国や市民と連携し、旭川を中心としたにぎわいの拠点づくりに取り組んでいきます。



写真：烏城（石山）公園での社会実験

●取り組みの概要

【目標】後楽園・岡山城周辺における水辺の回遊性や親水性の確保、憩い・にぎわいの空間創出により、歴史・文化や河川景観・環境を都市部に居ながら身近に味わえる魅力あるエリアづくりを目指していく。

【水辺の回遊性の向上】

- ・ 歩行性の悪い水際部や堤防上の回遊路について、安全に散策できるよう整備をします。
- ・ 後楽園東側の堤防上について、回遊性向上を目的とした歩行空間を整備します。

- ・ 護岸整備と合わせ水際部にアクセスするスロープを整備します。
- ・ 散策される方に対して、現在地や目的地、周遊ルートを分かりやすく表現した案内看板等を設置します。

【水辺の魅力を活かしたにぎわいの拠点創出】

- ・ 利用しやすい空間づくりを目的とした烏城（石山）公園のリニューアルを行います。
- ・ にぎわいの場の創出と安全性の向上を目的とした護岸整備を行うことで、烏城（石山）公園から後樂園までの連続性を確保します。
- ・ 水辺の見えるオープンカフェの常設を目指します。
- ・ 旭川を利用したカヌー教室や遠泳、岡山さくらカーニバルや公園を活用したアートイベント等、水辺をにぎわい創出や市民活動の場として積極的に活用します。

2-4. みんなで緑を育てる（協働・発信）

緑豊かなまちづくりを進めるためには、公共事業による緑化だけではなく、民有地の積極的な緑化や、市民・事業者・行政の緊密な連携が必要です。したがって、相互の補完関係を構築することが不可欠であり、下図に整理するようなシステムを念頭に置いて取り組んでいきます。

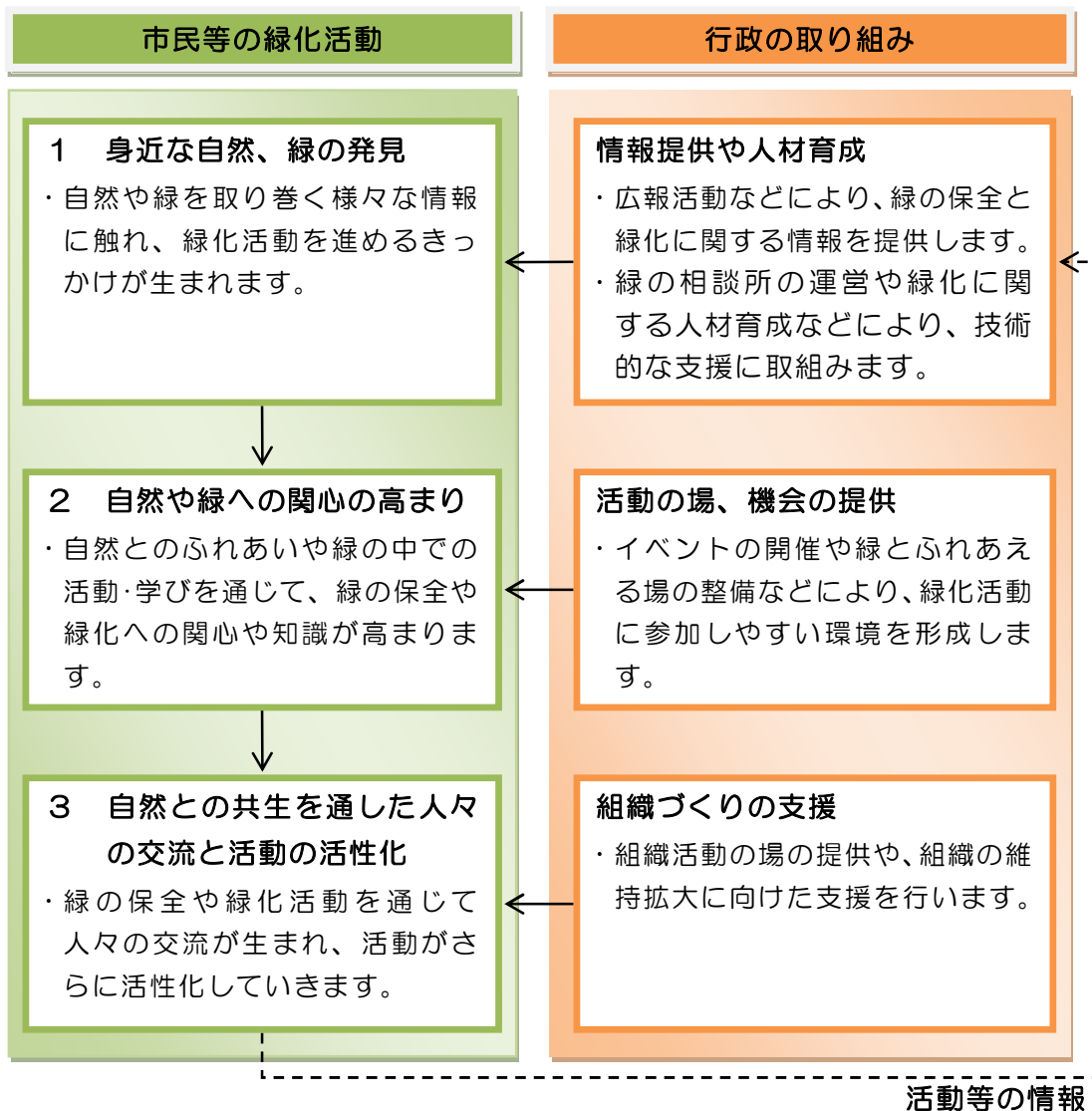


図 2-4：協働に関する概念図

(1) 緑化意識の高揚

1) 緑の情報提供・魅力の発信

緑化の推進には、できるだけ多くの市民が緑への関心を高める必要があります。そのため、様々な機会を通じて緑の情報提供・魅力の発信に努めていきます。

① 広報活動の実施

広報誌や新聞等に加え、市及び市公園協会のホームページで、イベントや活動情報、助成事業の内容などの緑の総合的な情報を市民に提供しています。今後もホームページの内容充実を図るなど、広報活動の充実に努めていきます。

② 緑の相談所の運営

浦安総合公園、半田山植物園及び西大寺緑花公園の3箇所に緑の相談所を設置し、植物講習会などを実施しています。

市民が緑の情報を得るとともに、緑に親しみ、学ぶことができる場として、緑の相談所の更なる充実を図ります。



写真：緑の相談所での活動

③ 緑に関するイベントの開催

春の花いっぱい運動期間（4月、5月）や緑化月間（10月）の中で緑化普及活動を推進していきます。

また、「花・緑ハーモニーフェスタ」や「岡山市緑化推進フェア」、「百花彩」、花と緑に関する各種コンクール、花の種子配布など、多彩なイベントを実施していきながら緑化意識の高揚や参加機会の創出などに努めていきます。



写真：花・緑ハーモニーフェスタ

加えて、緑化事業の拠点となる公園（浦安総合公園、半田山植物園、操山公園里山センター、西大寺緑花公園）において、各区の特性を活かしつつ、緑化の推進や地域の活性化、観光・交流の振興などに関するイベントを市民等と協働して開催していきます。

④ パークウォッチング事業の実施

緑の保全や緑化への意識高揚などに向け、西川緑道公園などを舞台とした自然観察・散策イベントを実施しています。

市民がまちなかの自然・緑に気づき、興味を持ってもらう機会として今後も取り組みを継続し、充実を図っていきます。また、本事業は、まちなかの賑わい創出への相乗効果も期待しています。



写真：パークウォッチング

⑤豊かな自然とのふれあい促進

市民が自然・緑にふれあえる機会を増やしていくよう、操山や日応寺自然の森、たけべの森、貝殻山市民憩いの森などの豊かな緑を活かします。

具体的には、自然観察会や体験・学習講座、ネイチャーゲームなどの多彩なプログラムの整備・運用、森・里山の管理・整備事業の推進、操山公園里山センターの運営などに取り組んでいきます。

また、公民館においても自然とのふれあいなどに関する環境講座を開催していきます。



写真：操山公園里山センターでの活動

⑥緑の遊び場（ESD）プロジェクトの実施

緑の素晴らしさや大切さが体感できる外遊びやその遊び場づくりを応援し、持続可能な社会の担い手を育てていきます。

具体的には、子どもが自然に触れながら五感を発揮できる遊びと遊び場づくりに関するマニュアル「外遊びノート」の公表や、NPO 法人と協働した外遊びイベントの実施、プロジェクトに関する広報などに取り組んでおり、今後も本事業を推進していきます。



写真：緑の遊び場（ESD）プロジェクト

⑦各種展示会の開催

緑への関心を高め、また、花と緑を通じた交流を楽しんでもらえるよう、花と緑のコンクールでの入賞作品の展示会などを開催していきます。

2) 緑にやさしい人を育てる事業

緑を守り、育てていくための知識を持った人を育てるとともに、既存の公園や施設を積極的に活用し、市民が緑について学ぶことができる機会と場所を提供していきます。

① 緑化推進リーダーの養成・支援

花壇づくり、草花と樹木の管理、腐葉土づくり、環境、ボランティアのコーディネートなどについて学び、修了後には地域のリーダーとして緑化活動が始められることを目標に人材育成事業を実施しています。

また、フォローアップ講座の開催や材料の配布などリーダーの実施する緑化活動への支援を行っています。

今後も本事業に取り組み、緑化推進リーダーが市内各地において緑化活動に関するボランティアグループを支え、地域の緑化活動が充実していくことを目指します。



写真：リーダーによる花植

② 緑の生涯学習

緑化などに関する講習会などを実施し、緑を守り育てていく知識を持った人材を育てます。例年、緑化事業の拠点となる公園で緑化普及講習会や環境教育の指導者養成講座などを実施しています。

また、社会教育、学校教育、家庭教育それぞれの場面で緑に関する学習が充実するよう、広報誌、新聞、市及び市公園協会のホームページで情報提供を行います。

③ 緑の図書室の運営

市民が緑に親しみ、また、緑についていつでも学ぶことができるよう、緑に関する図書や資料を集めた「緑の図書室」を西大寺緑花公園に設置しています。利用が促進されていくよう、図書室の充実に取り組んでいきます。

(2) 市民・企業・行政等の協働

1) 市公園協会との協働の充実と発信

市公園協会（公益財団法人岡山市公園協会）は、市の公園緑地事業の発展振興を図るとともに、市の行政に協力し、その発展に寄与するために昭和57年に設立認可された団体（平成25年4月1日 公益財団法人認定）で、市と連携して、公共公益施設の緑化や管理、民間地の緑化に取り組んでいます。

また、緑化を推進していくためには、行政や市民、緑化推進団体、企業等との緊密なパートナーシップ形成が必要ですが、このパートナーシップを形成していく中のコーディネーター役として、市民等による緑化推進活動を支えています。

緑化に関する活動を推進していくよう、重要な役割を担う市公園協会の充実とさらなる協働に努め、また、その活動を市民に発信していきます。

【市公園協会の主な事業】

- ・ 岡山市の行う公園緑地事業及び緑化推進事業に対する協力及び自主事業
- ・ 岡山市緑化基金の造成、管理及び運用
- ・ 公園緑地及び都市緑化に関する調査研究及び普及啓発
- ・ 公園及び緑地の保全と利用に関する啓発
- ・ 講演会、講習会、研究会、展示会その他催物等の開催
- ・ 公園・緑地等の指定管理業務
- ・ 機関紙その他印刷物の刊行

2) 公園・緑地等愛護委員会の充実

本市では、公園の環境美化と公共施設愛護の精神を高揚することを目的として、昭和40年から「公園・緑地等愛護委員会」による管理を取り入れています。

地元町内会、子供会、老人クラブ等を主体としたボランティア団体で、平成12年度末で500団体設立されていたものが、平成26年度末時点では618団体となっており、今後もこの取り組みの充実を図ります。

【公園・緑地等愛護委員会の活動内容】

- ・ 公園・遊園地等の清掃、除草作業
- ・ 公園・遊園地等に設置している遊具などの点検及び異常時の連絡
- ・ 公園・遊園地等の樹木、草花の管理
- ・ 公園利用者への適正な施設利用の呼びかけ
- ・ 公共施設愛護思想の普及

3) 市民や緑化推進団体等との協働

緑化を積極的に推進していくためには市民の積極的な参加が不可欠です。また、その受け皿となる体制づくりが重要であり、市民が組織する緑化推進団体はその重要な受け皿の一つです。市や市公園協会、市民、企業等がパートナーシップを形成して緑化を推進していくよう、以下のような取り組みを進めます。

①緑化推進団体の強化・育成

- ・市民ボランティア団体、自治会等を母体とし、緑化交流行事等の事業を進めながら、市民主体での組織化や拡大、充実を図っていきます。
- ・幅広い年代の参画を図りながら多くの意見を反映させるとともに、個人の活動や技能を活かし、やりがい感が増幅する環境づくりを図っていきます。
- ・緑化に係わる講習会、広報等を通じて、緑化知識や技術の向上、情報交換を図っていきます。
- ・緑化事業活動の計画、実施、団体の運営、資金確保等について、行政主導の取り組みから、自発的な取り組みへと発展させていきます。



写真：四季と自然の講習会

②岡山市環境パートナーシップ事業 -エコボランティア活動-

本市では、地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に環境を保全・創出する活動を実践する市民や団体等を「エコボランティア」と位置づけ、それらの活動を支援し、ともに地域の環境を守り育てていく取り組みを推進しています。

【対象となる活動例】

- ・ 道路、河川、公園等の清掃・美化・除草等
- ・ 野生生物の保護・増殖及びそれらの生息・生育環境の保全・維持活動
- ・ 生活排水対策やアイドリング・ストップ活動等の都市・生活型公害対策
- ・ 街路樹、並木、生垣、花壇等の緑や草花等の育成・管理
- ・ 公共緑地への特色ある緑の植栽
- ・ 伝統的な町並み景観の保全や歴史的な文化遺産の保全活動等
- ・ その他、本事業の趣旨に合致すると認められる環境づくり活動

【活動支援】

- ・ 活動内容に応じて清掃用具の貸与等の支援を実施します。
- ・ 活動地域内に団体の名称を入れたサインを設置し活動をPRします。
- ・ ニュースレターや市ホームページ等での活動紹介や情報交換の機会を提供します。
- ・ 感謝状を贈るとともに、特に優れた活動については表彰します。

③岡山市環境パートナーシップ事業 -グリーンカンパニー活動-

岡山市環境パートナーシップ事業では、事業活動から発生する環境負荷を継続して低減する活動（グリーンカンパニー）にも取り組んでいます。

今後とともに地域の環境を守り育てていくよう、企業の環境負荷低減に関する活動を支援していきます。

【対象となる活動例】

- ・ 二酸化炭素排出量等の排出抑制
- ・ 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理
- ・ 省資源、グリーン購入
- ・ 自然公園地域や貴重な生物の生息地及び、水源の保全が必要な地域に立地する場合のその保全対策

【メリット】

- ・ 自社の環境への取組を PR する場として活用でき、企業イメージの向上や自社の取組に対する市民の理解を高めてもらうことが期待できます。
- ・ 従業員の環境保全意識が向上し、コスト削減につながります。
- ・ グリーンカンパニー活動の参加企業間の交流等が期待できます。

【活動支援】

- ・ 参加事業所を公表するとともに、ニュースレターや市ホームページ等での活動紹介や情報交換の機会を提供します。
- ・ 届出のあった活動報告が一定の基準に合致している場合には、岡山市の認定証が贈られます。
- ・ 優れた活動については、表彰・顕彰制度があります。

④岡山 ESD プロジェクト

ESD は Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。ESD とは、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

岡山 ESD プロジェクトでは、ESD に関する様々な取り組みを行っている関係機関や組織等への支援や連携強化を図り、地域の特性に応じた効果的な ESD を推進していくことを目指しています。

この取り組みを通じて、市民等による自主的な環境保全活動等の輪の拡大や活動内容の充実を図るとともに、人材育成を進めていきます。

⑤協働の花植え花壇

花と緑にあふれるまちづくりを目指す緑化事業の一環として、中学生や住民等による公園等花壇への花植え活動を実施しています。今後もこの事業に取り組み、広く展開していきます。

4) 学校等との連携

緑化を積極的に推進していくためには市民等の積極的な参加が不可欠ですが、学校等の教育機関も重要な受け皿の一つとなります。

地域の緑化活動や ESD プロジェクト、緑を活かした地域活性化活動などにおいて、教育機関との連携や学生たちの積極的な参画を促進していくようパートナーシップの形成に取り組んでいきます。

小中学校等とは、子どもたちが緑にふれ、関心を持つように引き続き連携を図り、また、大学等とは緑化に関する研究や情報発信・アドバイスなどの役割を担うことも考えられ、専門的・学術的な観点から連携を図ります。

5) 指定管理（民間のノウハウ）の導入

まちなかの緑の拠点である公園等の管理運営において、利用者の多様なニーズへの対応や、提供サービスの充実、効率的な運営などを目的に、公共施設の管理に民間事業者等の参入を可能とする指定管理者制度の導入を進めています。

これまでの指定管理による管理運営状況の評価と課題のフィードバックを図りつつ、今後も指定管理者制度の活用や適用拡大を図ります。また、パークマネジメントの導入も検討し、提供サービスの充実等に取り組めます。

(3) 緑に関する専門的な調査研究

半田山植物園は、昭和 39 年 5 月に開園された岡山下唯一の植物園です。岡山市街を一望出来る半田山に位置し、3,200 種類、15万本の植物を管理育成する植物園として四季折々の花や緑の観賞はもとより、レクリエーション、憩いの場として親しまれています。

また、植物の収集保存や調査研究、教育普及などの機能も担っており、平成26年3月には、文部科学省より博物館相当施設としての指定を受けました。よりハイレベルな調査研究、教育活動などの拠点となっていくよう運営に取り組んでいきます。



写真：半田山植物園

2-5. 効果的に緑を使う（活用）

本市では、緑あふれるまちづくりに資する事業として都市公園等の整備や管理運営を推進してきました。その整備水準は、政令指定都市の中で第2位（平成28年4月1日時点、16.57㎡/人）と比較的高い水準にあります。今後も着実な整備に努めていきますが、既存ストックの老朽化や少子高齢化・人口減少社会の到来、市民ニーズの変化など公園を取り巻く環境が変化してきている中、既存ストックにおける安全・安心の確保と、それを効果的に「使いこなす」観点がより重要になってくると考えています。したがって、パークマネジメントの考え方を取り入れつつ、市民の積極的な参画や活用を促しながら既存ストックの有効活用を図っていきます。

また、中心市街地活性化への取り組みも重要性を増しています。中心市街地に位置する公園等を貴重なまちの資産として捉え、パークマネジメントの導入などで魅力を高めながら地域のにぎわいづくりに繋げていきます。

（1）パークマネジメント導入検討と展開

パークマネジメントとは、従来の行政主導の公園運営から転換し、市民・NPO・企業等が連携しながら公園を管理・運営・整備するとともに、市民の視点に立った継続的な評価や改善を行っていく仕組みです。

公園管理に経営的視点を取り入れることで、市民の積極的な参画・活用を促しながら健全な経営体制を築き、公園及び地域の活性化や市民が誇りを持てるまちづくりへと繋げていきます。

導入に向けた初段階では、西川緑道公園などにおけるモデル事業に取り組みます。モデル事業では、対象公園の特色や資源を活用した公園ごとの利用ルール、民間活力の活用方針、成果を評価する仕組みなどのマネジメントプランを策定した上で、具体的活動についての社会実験を実施していきます。

モデル事業での効果や課題を検証した上で、モデル事業実施公園での本格的展開や、その他の公園への導入に順次取り組んでいきます。



写真：パークマネジメント導入に向けた社会実験の様子

(2) 中心市街地の魅力賑わい創出事業

本市では、「回遊性の向上」と「魅力づくり」をキーワードに、笑顔あふれる中心市街地の創出に向けた取り組みを推進しています。

こうした中、公園や緑・水をこの取り組みに資する貴重なまちの資産として捉えて活用し、公園等の賑わいをまちへ、まちの賑わいを公園等へと流動させていくことが重要です。中心市街地の回遊性向上や魅力づくりに向け、以下のような公園等の活用に取り組んでいきます。

- ・ **西川魅力にぎわい創出事業**：西川緑道公園界隈の魅力を高め、中心市街地のにぎわいづくりと回遊性の向上を図る。西川パフォーマー事業、街なかのまちづくり事業など。
- ・ **旭川かわまちづくり事業**：「集う・憩う・楽しむ水辺」「旭川再生！」をコンセプトに、国等と連携し、市民協働による水辺の回遊性の向上と水辺の魅力を活かしたにぎわいの拠点創出に取り組む。
- ・ **まちなか公園マネジメント（パークマネジメント）**：公園の特性を活かした利活用を進めるため、まちなかの主要公園でパークマネジメントの手法を取り入れる。
- ・ **岡山城・後楽園・出石周辺の魅力アップ事業**：岡山城と岡山後楽園の連携を強化し、相互の魅力アップ・回遊性の向上を図る。また、イベントの魅力アップや効果的な情報発信を行う。